

奨学金の返還を山梨県が支援します！

山梨県ものづくり人材 就業支援事業

山梨県で製造業への就職
を考えているあなたに

大卒 **153.6万円**

院卒 **292.8万円**

奨学金返還支援額(最大)

詳細はこちらから



山梨県庁

総合県民支援局 働く人・働き方支援課

☎055-223-1562

©HISHIMARU TAKEDA

山梨県の製造業に就職する方の 奨学金返還を支援します

応募から補助までの流れ



募集要領

募集人数

令和8年4月就職予定者 26名
令和9年度就職予定者 35名

応募期限

2026年2月27日(金)

事業内容

県内の機械電子産業※に就職した場合に奨学金の返還分を補助金支給により支援します。
(卒業前2年分又は返還残額分を対象)

※機械電子産業とは以下の業種の産業です。

プラスチック製品製造業：プラスチック部品製造、樹脂製品製造等
はん用機械器具製造業：ポンプ、エレベータ、物流運搬設備、消化装置製造等
業務用機械器具製造業：事務用器具、計量器、医療用機械器具、光学機械器具製造等
電気機械器具製造業：発電用器具、電気照明、電池、電気計測器製造等
輸送用機械器具製造業：自動車、鉄道車両、船舶部品、フォークリフト製造等

金属製品製造業：金属プレス製品、金属熱処理、ボルト・ねじ製造等
生産用機械器具製造業：農業・建設機械、金属加工機械、半導体製造装置、ロボット製造等
電子部品・デバイス・電子回路製造業：半導体素子、スイッチ、光ディスク製造業等
情報通信機械器具製造業：携帯電話機、映像・音響、コンピュータ製造等

対象者

- ・令和8年4月または令和9年度就職予定で理工系学部在籍の大学生等
- ・令和8年4月に県内就職(転職)予定で、大学等の理工系学部を卒業後3年以内かつ、県外企業(本社が県内の企業は除く)に就業している方及び県内企業を会社都合で離職した方

対象企業

- ・勤務先を山梨県として採用を行っている企業(大企業を含む)
- ・山梨県内に本社を有する中小企業

対象奨学金

日本学生支援機構奨学金(第1種・第2種)



©HISHIMARU TAKEDA

ご応募・お問い合わせ先

山梨県総合県民支援局

働く人・働き方支援課

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1

電話：055-223-1562

メール：hataraku@pref.yamanashi.lg.jp

制度の詳細については働く人・働き方支援課のHPをご覧ください。

山梨県 ものづくり人材就業支援





山梨県で 就職する方の

奨学金返還を支援します！

山梨県内に一定期間居住し、対象企業に勤務した方の
大学等の在学時に貸与を受けた奨学金の返還を
山梨県と就職先企業が支援します。
本制度の利用を希望する方を募集します。

やまなし人材定着奨学金返還支援制度

支援対象者

大学等を卒業し、令和7年4月1日以降に対象企業に
正規雇用で就職する35歳未満の方

※大学等：大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専門学校
※既卒者も一定の要件を満たした場合、対象となります。

対象企業

山梨県内に本社を有する中小企業または、勤務先を山梨
県内に限定した採用を行う中小企業等で正規雇用による
採用予定があり、支援を行うとして県の登録を受けてい
る企業等

対象となる奨学金

日本学生支援機構奨学金（第1種・第2種）

支援内容

最大 **8年・総額 120万円**

大学等の在学時に貸与を受けた奨学金総額（既卒者
については返還残高）の2分の1を8年間で補助します。
毎年の支援額は、前年度の奨学金返還実績を参考に
決定します。

※市町村支援満了者は最大4年・総額60万円を上限とします。

詳しい制度の仕組み、最新情報はここから ▶▶▶
やまなし人材定着奨学金返還支援 特設 WEB サイト
<https://shougakukin.pref.yamanashi.jp/>



詳細は裏面をご覧ください ▶▶▶

<ご相談・お問い合わせ>

—— 山梨県事業委託先 ——

ヒューコムエンジニアリング株式会社 やまなし人材定着奨学金返還支援事務局
TEL:080-7044-0200 平日9時～17時（12/29～1/3は除く）

➡ 支援の流れ

STEP
01

登録（認定）申請・決定

県に支援対象者の登録（認定）申請をしていただき、県が登録（認定）を行い、通知します。特設 WEB サイトから申請書をダウンロードし、郵送いただくかまたは電子フォームからの申請が可能です。

STEP
02

登録企業への就職

STEP
03

補助金の交付申請・決定

採用された支援対象者には登録企業の在職証明書等必要書類を添付の上、県に補助金交付申請を行っていただきます。県が交付決定を行い、通知します。

STEP
04

奨学金の返還

採用された支援対象者は、独立行政法人日本学生支援機構に奨学金を返還します。

STEP
05

補助金請求

支援対象者は、毎年度県に前年度の奨学金返還の状況や勤務・居住の状況報告と補助金の請求を行います。

STEP
06

補助金交付

県から支援対象者に対して補助金が交付されます。

➡ 登録（認定）申請期間

- ・ 2026 年度就職予定の方：令和 8 年 3 月 18 日（水）まで

ただし、既卒者（令和 7 年 5 月 1 日（木）から令和 8 年 4 月 30 日（金）までの就職を希望する方）・市町村支援満了者は、令和 7 年 4 月 1 日（火）（予定）から令和 8 年 3 月 18 日（水）まで

※すべて必着

➡ 登録（認定）申請方法

郵送または電子フォームにより申請してください。
詳細は特設 WEB サイトをご確認ください。

特設 WEB サイトはこちらから ▶



➡ よくある質問

Q 山梨県出身者以外でも支援対象となりますか？

A 出身地に関係なく支援対象となります。

Q 支援対象者となった場合、必ず対象企業に就職しなければなりませんか？

A 必ず対象企業に就職しなければならないものではありませんが、対象企業以外に就職した場合、返還支援は受けられません。

